

奈良県選挙管理委員会告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による設立の届出について、伊藤かずよし後援会から訂正の届出があつたので、令和元年十月奈良県選挙管理委員会告示第六十一号（政治資金規正法に基づき設立の届出のあつた政治団体の名称等）の一部を次のとおり訂正する。

令和二年四月二十四日

奈良県選挙管理委員会

委員長 中 川 清 孝

表中「寫伸幸」を「寫信幸」に改める。